

06春監監第80号
令和6年8月27日

春日市議会議長 様
春日市長 様
春日市教育委員会教育長 様

春日市監査委員 松 尾 英 二
同 原 克 巳

例月支出命令書等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき例月支出命令書等監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査

2 監査の対象

(1) 所管

全所管（学校を含む。）

(2) 内容

ア 令和6年7月支払分の支出命令書及び支出負担行為兼支出命令書

イ 令和6年7月処理分の精算書、戻出命令書、戻入命令書等

ウ 令和6年7月処理分の収入伝票、支払伝票、振替伝票（いずれも下水道事業会計に係るもの）

※ 支出負担行為のみ行うものは対象としない。

3 監査の着眼点

(1) 支出命令書等の内容は、法令に適合したものになっているか（合規制）。

(2) 支出命令書等に係る事務処理は、正確に行われているか（正確性）。

4 監査の主な実施内容

- (1) 会計課が保管している支出命令書等の内容の確認
- (2) 支出命令書等と証憑（請求書等）との突合
- (3) 財務会計システム抽出データを用いた遅延利息、誤振り込み、未精算費用等の有無の確認
- (4) 関係職員への質問、事情聴取

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

春日市役所監査委員事務局執務室

(2) 日程

令和6年8月1日から令和6年8月26日まで

6 監査の結果

春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）に準拠して監査した結果、支出命令書等に関する事務の執行については、次に掲げる事項を除き、おおむね適正に実施されているものと認められた。

(1) 協働推進部文化財課（整備活用担当）

中白水遺跡18次調査基準点測量業務委託料（341,000円）の支払について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）の規定により、5日間の支払遅延が生じており、100円の遅延利息が発生している。

当該委託料の支払時期については、契約の締結の際に書面により明らかにしていなかったため（請書は徴取済み）、遅延防止法の規定により支払請求を受けた日から15日以内の日を定めたものとみなされる。

ア 支払請求を受けた日	令和6年7月3日
イ 支出命令日	令和6年7月3日
ウ 遅延防止法に規定する支払時期	令和6年7月17日
エ 支払日	令和6年7月22日

(2) 教育部学校教育課（春日南中学校）

オールアルミ式台（222,200円）の支払について、遅延防止法の規定により、30日間の支払遅延が生じており、400円の遅延利息が発生している。

当該委託料の支払時期については、契約の締結の際に書面により明らかにしていなかったため（請書は徴取済み）、遅延防止法の規定により支払請求を受けた日から15日以内の日を定めたものとみなされる。

ア 支払請求を受けた日	令和6年5月27日
-------------	-----------

イ	遅延防止法に規定する支払時期	令和6年6月10日
ウ	支出命令日	令和6年6月27日
エ	支払日（定例支払日）	令和6年7月10日